

札幌市介護予防センター運営事業実施要領

平成18年3月23日保健福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市介護予防センター運営事業実施要綱（以下「要綱」という。）第13条に基づき、介護予防センター運営事業に関する実施細目を定める。

(事業の実施)

第2条 要綱第7条の事業の内容について、次の各号のとおり実施するものとする。

(1) 総合相談支援業務

ア 総合相談

地域における初期相談の場として、高齢者等の様々な相談を一旦すべて受け止め、利用者の立場に立ってどのようなサービスや制度、機関の利用が適切かを検討し、調整すること。また、必要に応じて地域包括支援センターと連携すること。

相談は、来所による面接相談、電話相談どちらにも常に対応できる体制を整えるとともに、必要に応じて訪問により相談に応じること。

総合相談時の記録のために使用する書式は、別に示す相談受付票を用いるものとする。その他、必要に応じて別の用紙に経過記録等を記載するのは差し支えない。

イ 介護予防が必要な対象者の実態把握及び地域におけるネットワーク構築

地域の高齢者と接する様々な機会や担当地域の関係機関との連携を通じ、介護予防が必要な対象者を把握し、必要に応じて支援につなげていくこと。また、そのような対象者の情報が介護予防センターに寄せられるよう、地域の団体が主催する会議への出席、地域ケア会議の場等を活用し、介護予防の必要性と身近な相談機関であることを周知し、積極的に対象者の把握に努めるとともに、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター及び関係機関との積極的な連携を図ること。

ウ 地域ケア会議

地域アセスメントや個別ケースの検討等を通じて把握した地域課題を地域の関係者と共有し、解決に向けた検討を行い、連携体制の構築を目的として、地区地域ケア会議を実施すること。また、その他の地域ケア会議にも、参加・協力すること。

なお、地区地域ケア会議の実施については、別に定める地域ケア会議推進事業実施要綱に基づき実施すること。

(2) 介護予防教室の実施及び介護予防普及啓発業務

ア 介護予防教室の実施

社会福祉協議会、福祉のまち推進センター、町内会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等、地域の住民組織や関係団体・機関と連携し、高齢者を対象とした介護予防教室を実施すること。教室の内容は、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」「閉じこもり予防」「認知症予防」「うつ予防」「疾病予防（健康管理）」「その他の介護予防」を組み合わせたものとし、参加者の特性に合わせて効果的なプログラムで実施すること。

イ 介護予防に資する知識等の普及啓発活動の実施

地域住民が介護予防の必要性を実感し、自ら介護予防活動に取り組むよう、地域の住民組織や関係団体・機関と連携し、様々な機会を通じて介護予防の普及啓発を行うこと。内容は、上記介護予防教室と同様に、対象者に応じた効果的なプログラムで実施すること。

(3) 地域介護予防活動支援業務

ア 介護予防に資する多様な地域活動組織・団体等の育成及び支援

地域の住民組織や団体等による主体的な介護予防活動の立ち上げ及び継続に向けた支援を行うこと。

イ ボランティアの育成と活動の支援

前号ア及び同号アを通じて、高齢者の能力に応じた社会参加やボランティア活動の場づくりを行うとともに、人材育成のための支援を行うこと。

（事業の実施報告）

第3条 要綱第9条第5項に規定する事業の実施報告は、毎月、高齢保健福祉部介護保険課（以下「市担当課」という）に別に定める報告書にて報告すること。この場合において、市担当課からの内容の確認等を求められた場合は、速やかに応じるとともに、必要に応じ修正等を行うこと。

（個人情報の取扱）

第4条 個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定める事項を遵守し、以下の事項に注意するものとする。

- （1） 本人・家族の同意は、原則書面で得たうえで情報を扱うこと。
- （2） 個人の利益を侵害することのないように努めること。
- （3） 個人台帳等の個人が特定される書類及び記録物は、施錠できる書類保管庫等に保管すること。電子媒体を用いた場合においても、第3者に情報が流出することのないよう適切な管理を行うこと。

（関係機関との連携）

第5条 介護予防センターは、区保健福祉部、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター等関係機関と常に連携し、互いに協力し合うこと。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、高齢保健福祉部長が別にこれを定める。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年5月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。